

個別指導を意識した診療・カルテ記載

記

- 日時：2020年8月8日(土) 19:30～21:00
- 会場：高松シティホテル(高松市亀井町8-13)
- 参加費：会員・スタッフ 3,000円 未入会員 10,000円
- 定員：30名 感染拡大防止のため、事前に参加費を下記口座にお振込みください。
百十四銀行 本店営業部 普通 0595754 香川県保険医協会
会計 田中眞治(タナカシンジ)



【略歴】

1995年岡山大学歯学部卒業
2003年くれいし歯科クリニック開院
2005年より指導・監査改善運動に積極的に取り組む。2018年10月より「指導・監査・処分取消訴訟支援ネット」代表世話人として活躍中。(詳しくは<http://siennet.jp/>をご覧ください)

● 講師 暮石智英先生(岡山市開業)

医療法人 蒼天会 理事長
岡山県保険医協会 理事
岡山県保険医協会 指導・監査対策室 室長
指導・監査・処分取消訴訟支援ネット 代表世話人

講師メッセージ

指導を行う件数、返還金額には数値目標が設定されています。また、その年行う個別指導の対象医療機関、日時、会場等はすでに年頭に計画されています。

本年度の指導・監査はコロナ禍により7月1日以降にすべて延期されました。そのため、夏以降、例年にも増して指導・監査の件数が増加するであろうことは想像に難くありません。特に新規指定後、半年から1年を目処に行われる新規個別指導はその性格上延期することが難しいため、今後一斉に行われることになると考えられます。

個別指導では「不十分」、「乏しい」、「不適切」など曖昧な基準で指摘がなされ、診療報酬の「自主」返還が求められ、また、多くのケースではという、あたかも監視されているかのような「経過観察」という結果を言い渡されます。

本セミナーでは

- ①個別指導はどのように行われているか
- ②個別指導を受ける上で最低限行わなければならない準備
- ③個別指導時には何をチェックされるのか
- ④診療・指導管理の内容を豊かに表現するカルテ記載
- ⑤カルテ記載の省力化など、個別指導で不当な指摘を受けることのない保険請求やカルテ記載を行うためのポイントを解説したいと思います。

個別指導・監査制度が現状のまま続く限り必要とされるスキルです。院長はもちろん、勤務医の先生やスタッフの方もぜひご参加ください。

お申込みは香川県保険医協会へFax下さい 087-802-1336

医院名	ご氏名	
ご住所	TEL	fax